

事務連絡
令和4年3月14日

地区薬剤師会 医療保険担当役員殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
常務理事 根本陽充

後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて

平素は当会の会務推進にご尽力賜り心より御礼申し上げます。

さて、別紙の通り、令和4年3月11日付 日薬業発第469号にて日本薬剤師会より標記通知がありました。

後発医薬品の出荷調整等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについては、令和3年9月24日付事務連絡(令和3年9月22日付 日薬業発第223号)にてお知らせしたところですが、依然として代替後発医薬品の入手が困難な状況が続いていることを踏まえ、今般、出荷停止となっている後発医薬品等の診療報酬上の臨時的な取扱い等(後発医薬品調剤体制加算及び後発医薬品減算の算出割合に係る取扱い)が取り纏められました。当該取扱いについては、**令和4年9月30日を終期**としているほか、報告時期等も示されております。

つきましては、ご多忙の折り恐縮ですが、貴地区会員薬局へのご周知並びにご指導の程宜しくお願いいたします。

なお、薬局でのレセプトシステムの対応については、ご利用の業者とご相談願います。

《要点》

① 別添 2-1 及び 2-2 の医薬品を算出対象から除外しても差し支えない

別添 2-1: 令和4年1月から3月までの新指標の割合実績の算出の除外対象医薬品

別添 2-2: 令和4年4月以降算出時の除外対象医薬品

(ただし、取扱いを行う場合は当該別添の全品目とし、その一部の成分の品目のみを除外することは不可)

(別添は令和4年1月1日時点で供給停止とされている品目と同一成分・同一投与形態の医薬品)

② 当該取扱いを行うことに関して、

・1月毎に適用可能で、終期は令和4年9月30日

・直近3か月の新指標割合の平均を用いる場合

→当該取扱いを行う月と行わない月が混在しても差し支えない

・加算等の要件を満たす場合→【別添様式1-3】で報告

※ 加算等の区分が変わらなくても、取扱いを行った場合は同様に報告

・加算等に変更が生じる場合又は基準を満たさなくなる場合

→従前どおり【変更届】等の届出が必要

③ カットオフ値の算出は、今回の取扱い対象外(従来通りの算出)

④ ①の取扱いを令和4年4月~7月の調剤分の加算等で実施した際は、算定実績を令和4年8月1日までに報告(令和4年1月~6月調剤分の実績)

⑤ ①の取扱いを令和4年8月及び9月調剤分の加算等で実施した場合は、算定実績を令和4年9月30日までに報告(令和4年4月~8月調剤分の実績)